

江崎玲於奈賞表彰要綱

平成15年12月4日施行

平成26年4月1日改正

(目的)

第1条 この要綱は、日本国内の研究機関においてナノサイエンスあるいはナノテクノロジーに関する研究に携わり、顕著な研究業績を挙げた研究者に対し、江崎玲於奈賞を授与し表彰することについて必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 表彰は、日本国内の研究機関においてナノサイエンスあるいはナノテクノロジー分野の研究に携わり、新分野の開拓が期待できるとともに世界的に高い評価を得た研究業績を挙げた研究者、原則1名（共同研究の場合はその研究に対する貢献度合が3分の1以上の者に限る。）に対して、一般財団法人茨城県科学技術振興財団理事長（以下「財団理事長」という。）及びつくばサイエンス・アカデミー会長（以下「SAT会長」という。）が行う。

(受賞者の決定)

第3条 受賞者の決定は、次により行う。

- (1) 財団理事長及びSAT会長は、別表に掲げるものに対し、江崎玲於奈賞候補者推薦書（様式第1号）により候補者の推薦を求める。
- (2) 財団理事長及びSAT会長は、受賞候補者を選考するため、別に定める「江崎玲於奈賞委員会」（以下「委員会」という。）を設ける。
- (3) 委員会の下に、江崎玲於奈賞検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設ける。検討委員会は、推薦依頼先から推薦のあったものについて内容を審査のうえ、その結果を江崎玲於奈賞受賞候補者推薦書（様式第2号）により委員会に推薦する。
- (4) 委員会は、検討委員会から推薦のあった者を審査のうえ、その結果を江崎玲於奈賞表彰候補者推薦書（様式第3号）により財団理事長及びSAT会長に推薦する。
- (5) 財団理事長及びSAT会長は、委員会から推薦のあった者を審査のうえ、受賞者を決定する。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、表彰状、賞牌及び賞金を贈呈して行う。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、財団理事長及びSAT会長が適切な時期に行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、表彰について必要な事項は財団理事長及びSAT会長が定める。

別表

推薦依頼先	推薦依頼件数
国内に所在するナノサイエンス及びナノテクノロジー関連主要学会等の長	上限を2件とする
国内に所在し、ナノサイエンス及びナノテクノロジー分野の研究を実施する主要な研究機関及び大学等の長	上限を3件とする
つくばサイエンス・アカデミー運営会議委員（江崎玲於奈賞委員会委員及び江崎玲於奈賞検討委員会委員を除く。）	1件

研究主題

『 』

※『 』内に表題を記載ください。

①研究内容，独創性，波及効果，研究における主体性等について，簡素にかつ具体的に専門以外の方にも十分理解できるように記載してください。

②当該研究が，ナノサイエンスあるいはナノテクノロジー分野の研究であることの説明を明確に記載してください。（「どの部分が」「どのように」。）

新分野の開拓が期待できるとともに世界的に高い評価を得た研究業績の内容

参 考 事 項	1 主要論文タイトル <u>(前頁に記載した研究内容を確認できるよう、別刷を添付してください。また、論文の発行年、雑誌名、Citation Index も併せて記入してください。)</u> ※論文は、10 件以内としてください。 ① ② ③ ④ ⑤
	2 研究主題に係る共同研究者等 <u>(候補者及び共同研究者の貢献度の合計が100%となるように記載してください。また、本賞の受賞資格は、該当研究への貢献割合が1/3以上の者となっておりますので、ご注意ください。)</u> 氏名 候補者・共同研究者の別 貢献度 (%) ① ② ③
	3 論文発表等 (本人の貢献度が50%以上のもの) ①欧文誌 件 ②邦文誌 件 * 全国規模以上の学会誌及びこれに準ずる学術誌に掲載されたレフリー付きフルペーパー
	4 これまでの受賞歴 ① 年 賞 ② 年 賞 ③ 年 賞
	5 特許等の取得について (共同研究者、題目、出題番号等、簡潔に記載してください。) ① ② ③
	6 国内外の研究に与えたインパクト
	7 社会に与えた(与える)インパクト
	8 その他 (研究主題に関しての補足等)

注) 参考事項の記入について

- 1) 推薦者による記入をお願いします。
- 2) A4版2枚以内にまとめてください。
- 3) わかりやすく簡潔に記入してください。
- 4) この調査票は、推薦ごとに作成してください。

江崎玲於奈賞候補者推薦の基準

江崎玲於奈賞表彰要綱第2条に該当する者を候補者として推薦することに当たっては、次の事項に留意されたい。

- 1 現存者であること。(なお、推薦時点において現存者であっても、受賞者決定の時点で現存者でなくなった場合は受賞の対象とならない。)
- 2 令和元年12月1日時点において、日本国内の研究機関において研究を行っている研究者であること。
- 3 共同研究の場合はその研究に対する貢献度合が3分の1以上の者であること。
- 4 過去に以下の賞を受賞した者でないこと。
 - ノーベル賞 (ノーベル財団)
 - 京都賞 (公益財団法人稲盛財団)
 - 日本国際賞 (公益財団法人国際科学技術財団)